

2四教学第911号
令和3年3月24日

各 学校長 様

四万十町教育委員会
教育長 山脇 光章
(公 印 省 略)

四万十町立学校管理運営規則の一部改正について（通知）

日ごろは、本町の教育行政にご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会が推進している働き方改革の一環として、令和3年4月1日より教職員の出勤簿押印が廃止となり、システム入力へと変更となります。

それにともない、四万十町立学校管理運営規則の一部が改正されましたので、学校の服務規律等の変更をお願いいたします。

記

- 1 四万十町教育長訓令第1号
- 2 四万十町立学校管理運営規則の一部改正する規則新旧対照表

以上

〈問い合わせ〉

四万十町教育委員会事務局 学校教育課
教育対策監 中川 千穂

TEL 0880-22-2594 内線2231

E-mail : 113000@town.shimanto.lg.jp



四万十町教育長訓令第 1 号

各小中学校
総務課

四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する細則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 2 日

四万十町教育長 山脇 光章



四万十町立学校管理運営規則施行細則の一部を改正する細則

四万十町立学校管理運営規則施行細則（平成18年四万十町教育長訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第14条中「別記」を削る。

第15条中「別記第19号様式」を「別に定めるもの」に改める。

第16条中「別記第20号様式」を「第19号様式」に改める。

第17条中「別記第21号様式」を「第20号様式」に改める。

第18条第 1 項中「別記第22号様式」を「第21号様式」に改める。

第18条第 2 項中「別記第23号様式」を「第22号様式」に改める。

第20条中「別記第24号様式」を「第23号様式」に改める。

第21条中「別記第25号様式」を「第24号様式」に改める。

第19号様式削り、第20号様式を第19号様式とし、第21号様式から第25号様式までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

四万十町立学校管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町立学校管理運営規則 平成18年 3 月20日教育委員会規則第18号 (出勤) 第34条 職員は、所定の時刻までに出勤し、<u>自らが出勤したことを記録しなければならない。</u>	○四万十町立学校管理運営規則 平成18年 3 月20日教育委員会規則第18号 (出勤) 第34条 職員は、所定の時刻までに出勤し、<u>直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない。</u>